

原議保存期間	1年(令和7年3月31日まで)
有効期間	二種(令和7年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第28号
令和6年3月7日
警察庁生活安全局保安課長

アナログ規制の見直し結果を踏まえた指定射撃場の指定に関する内閣府令等の運用について(通達)

指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号)第8条第7号に規定する指定射撃場である旨の表示等の掲示等の規定については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会公表。以下「工程表」という。)に基づき、その実施方法についてデジタル化を推進することとされているところ、下記のとおり運用することとしたので、適切に対応されたい。

記

1 経緯

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした一括見直しプラン」が決定され、我が国における全ての法令について、7項目のアナログ規制(「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」)に該当する条項について見直しを行うこととされた。

上記により、規制の見直しを実施することとされた規定については、それぞれの見直しに向けた工程表が作成され、下記2の規定については、現行の規定及びその解釈に従前と変わるところはないものの、当該措置を講ずることを前提として、デジタル技術を活用することも可能である旨を示すこととなったものである。

2 対象規定及び見直しの内容

- (1) 指定射撃場である旨の表示等の掲示(指定射撃場の指定に関する内閣府令第8条第7号)について【書面掲示規制】

指定射撃場の指定に関する内閣府令第8条各号においては、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和23年法律第6号)第9条の2第1項で規定する指定射撃場の管

理方法の基準について規定しており、同令第8条第7号では、当該指定射撃場の見やすい箇所に「都道府県公安委員会の指定を受けた指定射撃場である旨の表示」(同号イ)、「当該指定射撃場の指定に係る銃砲及び実包の種類」(同号ロ)、「当該指定射撃場の指定に係る射撃の方法」(同号ハ)及び「射撃に関する事故を防止するため必要な事項」(同号ニ)を掲示することとされているところ、実地で当該掲示をすることを前提に、必要に応じて、これらの事項をインターネット上に掲載することも可能である。

(2) 火薬類の運搬時における見張人の配置等（火薬類の運搬に関する内閣府令第15条第1項第2号及び第3号）について【目視規制】

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）第15条においては、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第20条第2項で規定する火薬類の運搬方法に関する技術上の基準について規定しており、同令第15条第1項では、「自動車（二輪の自動車を除く。）によつて運搬する場合には、運送人は、当該自動車に見張人をつけること」(同項第2号)及び「駐車する場合には、危険な場所を避け、かつ、火薬類を見張ること」(同項第3号)が規定されているところ、実地で当該見張りを実施することを前提に、これらを効果的かつ効率的に実施する観点から、ウェブカメラや各種異常を感知するセンサー等のデジタル技術を活用することも可能である。

(3) 核燃料物質等の運搬時における見張人の配置等（核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第4条第6号）について【目視規制】

核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）第4条各号においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第6項で規定する指示事項について規定しており、同令第4条第6号では、「見張人の配置その他核燃料物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置」が規定されているところ、実地で当該見張りを実施することを前提に、これらを効果的かつ効率的に実施する観点から、ウェブカメラや各種異常を感知するセンサー等のデジタル技術を活用することも可能である。

(4) 特定物質の運搬時における見張り人の配置等（特定物質の運搬の届出等に関する規則第3条第4号）について【目視規制】

特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）第3条各号においては、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法

律（平成7年法律第65号）第17条第2項で規定する指示事項について規定しており、同規則第3条第4号では、「見張り人の配置その他特定物質への関係者以外の者の接近を防止するための措置」が規定されているところ、実地で当該見張りを実施することを前提に、これらを効果的かつ効率的に実施する観点から、ウェブカメラや各種異常を感知するセンサー等のデジタル技術を活用することも可能である。

(5) 届出対象病原体等の運搬時における見張り人の配置等（届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則第3条第4号）について【目視規制】

届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）第3条各号においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号）第56条の27第2項で規定する指示事項について規定しており、同規則第3条第4号では、「見張り人の配置その他届出対象病原体等への関係者以外の者の接近を防止するための措置」が規定されているところ、実地で当該見張りを実施することを前提に、これらを効果的かつ効率的に実施する観点から、ウェブカメラや各種異常を感知するセンサー等のデジタル技術を活用することも可能である。

3 留意事項

上記2のデジタル技術については、それぞれの措置を効果的かつ効率的に実施する観点から補助的に活用することを想定したものであり、措置義務の内容自体は従前と変わるものではないことに留意願いたい（例えば、指定射撃場の設置者等が指定射撃場の指定に関する内閣府令第8条第7号に掲げる事項をインターネット上に掲載したとしても、実際に指定射撃場の見やすい箇所にこれを掲示していなければ、同号に規定する措置を講じたことにはならない。）。